

第5章 景観計画の区域

(法第8条第2項第1号)

(1) 景観計画の区域

景観計画の区域（法第8条第2項第1号）は、以下の通り。

焼津市全域 (70.31 km²)



図 5-1. 焼津市の位置

(2) 景観計画区域設定の考え方

本市は、静岡県の中央部に位置し、高草山や花沢山などの山地を境に静岡市に接している。また、市域南部は一望に広がる大井川流域の志太平野で、西に藤枝市、大井川を挟んで吉田町と島田市に接している。

市域の多くの場所から北東に富士山、東には駿河湾越しの伊豆半島を眺めることができるとともに、北部の高草山や大崩海岸から南部の大井川まで多様な自然に恵まれているなど、市内各地に景観資源が点在し、様々な景観を創り出している。

これらの景観を本市の魅力として捉え、景観まちづくりに活用していくため、景観計画区域は焼津市全域とする。

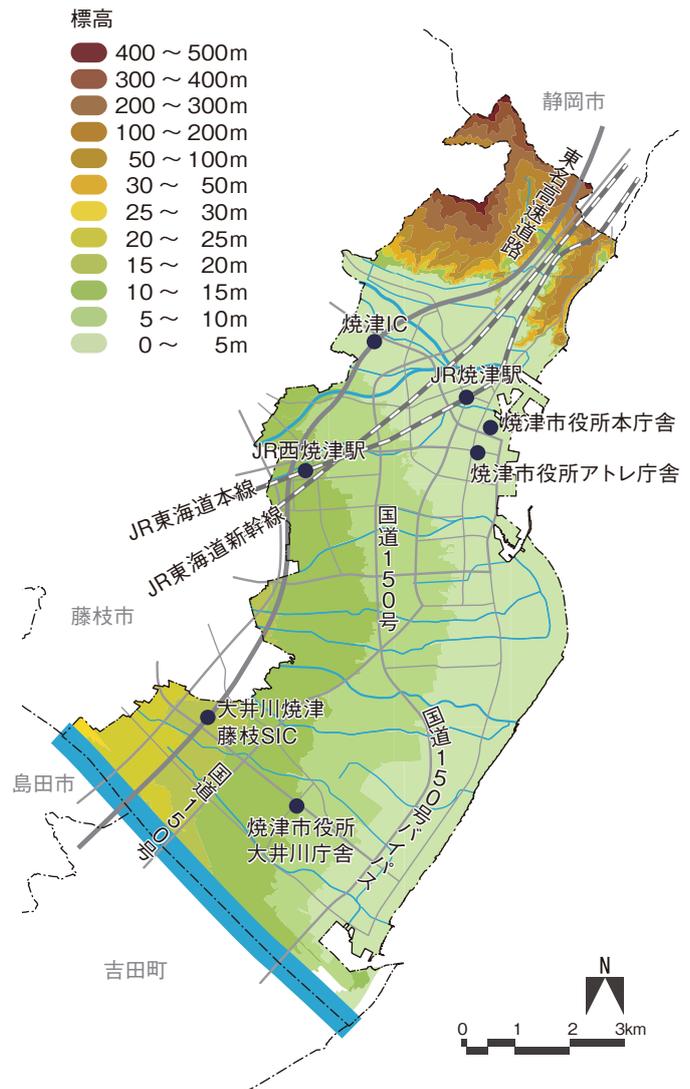


図 5-2. 景観計画区域図